

ECのバナナ輸入制限上級委員会報告

(WT/DS27/AB/R, 上級委員会報告提出日:1997年9月9日, 採択日:1997年9月25日)

【事実の概要】

1. 事実

1993年7月1日、ECは、1989年のロメ協定付属議定書5に従いアフリカ、カリブ海、および太平洋の旧植民地諸国（以下、ACP諸国）から輸入されるバナナに特惠待遇を与えるため、EEC規則404/93を制定し、従来のバナナの国別輸入規制を撤廃して統一的なECバナナ輸入制度を導入した。本件で問題とされたのは、このバナナ輸入制度であるが、その内容はおおよそ次のようなものであった。

すなわち、その中心となるのがバナナ輸入に対する年間200万トンの関税割当であるが、バナナの出産地国がACP諸国であるか他の第三国であるかによって割当の配分量が次のように決められた。第1に、伝統的にECにバナナを輸出していたACP諸国原産の「伝統的ACPバナナ」については、857,700トンまでの輸入を関税割当から除外し、無税扱いとした。第2に、857,700トンの枠を超える伝統的ACPバナナおよび伝統的な輸出業者とはみなされないACPの業者によって輸入されるACPバナナから構成される「非伝統的ACPバナナ」については、上記200万トンの関税割当が適用され、割当内では無税扱いであるが、割当を超える場合にはトン当たり750ECUの特別関税が賦課された。第3に、主に中南米諸国原産のバナナからなる「非ACPバナナ」または「第三国バナナ」については、やはり上記200万トンの関税割当が適用され、割当内ではトン当たり100ECU、割当を超える場合にはトン当たり850ECUの関税が賦課された。EEC規則404/93は、さらに上記200万トンの関税割当を実施するため複雑な輸入許可制度を導入し、EC域内に設立されたA、B、およびCの3つのカテゴリーの業者にそれぞれ関税割当の一定割合について輸入許可を配分した。すなわち、

カテゴリーA：第三国または非伝統的ACPバナナの販売業者から成り、200万トンの割当の内66.5パーセント（133万トン）が配分される。

カテゴリーB：EC産および伝統的ACPバナナの販売業者から成り、200万トンの割当の内30パーセント（60万トン）が配分される。

カテゴリーC：EC産または伝統的バナナ以外のバナナを1992年から販売を始めた域内の業者から成り、3.5パーセント（7万トン）が配分される。

また、この制度のもとで輸入許可を与えられた業者は、それに基づきいずれの供給源からもバナナを購入することができ、さらに、カテゴリーCの業者を除き、他のカテゴリーの業者に自己の輸入許可を譲渡することができた。

1994年2月、中南米諸国5カ国（コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア、およびベネズエラ）の申立を受けて設置されたGATTのパネルは、以上のようなECのバナナ輸入制度が無差別待遇義務をはじめとするいくつかのGATT義務に違反することを認定した⁽¹⁾。しかし、その後、1994年3月29日にグアテマラを除くすべての申立国は、ECから関税割当について国別配分を獲得することで和解し、「バナナ輸入枠組協定」（以下、BFA）に署名した。そのため、結局、このパネル報告は未採択に終わった。他方で、ECとACP諸国は、上記GATTパネルの認定を考慮して、1989年のロメ条約についてGATT25条のウェーバーをGATT理事会に申請し、1994年12月に、いわゆる「ロメ・ウェーバー」を獲得した。

1996年2月5日、上記BFAに参加しなかった中南米諸国4カ国（エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ）と米国が、新たにECバナナ輸入制度に関してWTOの紛争解決手続を援用し、ECとの協議を要請した。協議による解決が不成功に終わったため、WTOの紛争解決機関（DSB）は5月8日にパネルを設置し、同パネルは、1997年5月22日、WTO加盟国に「EC——バナナの輸入、販売および流通」に関する4つの報告書⁽²⁾を送付した。これに対し、被申立国であるECと申立国側の双方がそれぞれこれらのパネル報告につき上級委員会に上訴した。その結果、以下の手続上の経緯を経て提出されたのが、本件上級委員会報告⁽³⁾である。

2. 上級委員会における手続の経緯

1997年6月11日にECはDSBに対して上級委員会への申立を行う決定を通知し、6月23日に上訴意見書(appellant submission)を提出した。6月26日には申立国側も上訴意見書を提出した。7月9日に申立国側およびECの双方が被上訴国としての意見書を提出し、エクアドルは同日個別の被上訴意見書を提出した。共同の第三国参加意見書がベリーズ、カメルーン、コート・ディボワール、ドミニカ、ドミニカ共和国、ガーナ、グレナダ、ジャマイカ、セント・ルシア、セント・ビンセントおよびグレナディーン、セネガルならびにスリナム（ACP第三国参加国）によって7月9日に提出された。同日、コロンビア、ニカラグアおよび日本⁽⁴⁾がそれぞれ第三国参加意見書を提出し、また、コスタ

に適用されるか。

- (i) EC業種別規則の第三国バナナおよび非伝統的ACPバナナの輸入への適用は、同様の規則の伝統的ACPバナナの輸入への適用が行われない場合に、GATT1994の1条1項と整合的か。また、BFAバナナの輸入に関するECの輸出証明の要件は、GATT1994の1条1項の要件と整合的か。
- (j) ECの輸入許可手続は、GATT1994の3条4項の適用範囲に入るか。また、もしそうであるとする、ハリケーン・ライセンスに関するECの慣行は、GATT1994の3条4項の要件に整合的か。
- (k) GATSはECの輸入許可手続に適用されるか。または、GATT1994とGATSは相互に排他的な協定であるか。
- (l) 関連するEC規則のもとで「業者」とは、「卸売取引サービス」の提供に従事するGATSの1条2項(c)の意味におけるサービスの提供者であるか。また、そのような業者を含む垂直的に統合された会社は、サービスの提供者であるか。
- (m) GATS2条1項の「より不利でない待遇」を与えるという要件は、法律上の差別ばかりでなく事実上の差別を含むものと解釈されるべきか。
- (n) パネルは、ウィーン条約28条に述べられる原則に反してGATS2条および17条に遡及的効果を与えることによって誤りを犯したか。
- (o) パネルは、いずれの会社がGATS28条の(m)および(n)の意味において「他の加盟国の法人」であるのか、また、他の加盟国の者によって「所有」され、「支配」され、またはこれと「提携」しているのかを決定する際に、EC域内でバナナの卸売取引に従事する会社のマーケット・シェアを決定する際に、およびハリケーンによって損害を被った「ECまたはACPの生産者を含むまたは直接代理する業者」の категорияに関するその結論において、「米国——インド産シャツおよびブラウス⁽⁵⁾」事件における上級委員会報告に述べられた立証責任の基準を誤って適用したか。
- (p) パネルは、割当内の関税率で第三国バナナおよび非伝統的ACPバナナの輸入を許容する輸入許可の30パーセントをカテゴリーBの業者に配分することがGATS2条および17条の要件に反すると認定する際に誤りを犯したか。
- (q) パネルは、割当内の関税率で第三国バナナおよび非伝統的ACPバナナの輸入を許容するカテゴリーAおよびBの輸入許可の28パーセントを熟成業者に配分することがGATS2条および17条の要件に反すると認定する際に誤りを犯したか。

(r) パネルは、もっぱらECまたはACPのバナナ生産者を含むまたは直接代理する業者にのみハリケーン・ライセンスを配分することがGATS 2条および 17 条の要件に反

すると認定する際に誤りを犯したか。

(s) パネルは、ECによるGATT 1994、GATSおよび輸入許可手続協定の違反が申立国側の利益を無効にし、または侵害したという推定に対して、ECが反証を挙げることに成功していないと結論する際に誤りを犯したか。

申立国側は、上訴国として以下の問題を提起した(para. 130)。

(t) 「一般協定1条1項の規定」についてECに付与されたロメ・ウェーバーはまた、ECの伝統的ACP諸国に対する国別割当に関するGATT 1994の13条の違反にも適用されるか。

(u) ECは、ロメ条約の関連規定のもとで、非伝統的ACPバナナ9万トンに対し無関税アクセスを与え、かつ他のすべての非伝統的ACPバナナに対しトンあたり100ECUの特恵関税マージンを与えることを「要求」されているか。

(v) パネルは、メキシコによってなされたGATS 17条に関連する一定の請求ならびにグアテマラおよびホンジュラスによってなされたGATSに関連するすべての請求を、これらの申立国がパネルへの最初の意見書の提出においてこれらの請求に言及しなかったことを理由に、本件の範囲から排除する際に誤りを犯したか。

(w) エクアドルは、GATT 1994の13条2項または13条4項を援用するエクアドルの権利に関してパネル報告パラグラフ7. 93におけるパネルの認定が適正に本件上訴の範囲内に入るかの問題を提起した。

【報告要旨】

以下では、ECおよび申立国側の双方が提起した上記の問題に対する上級委員会報告の要旨を示す。便宜上、パネル報告の関連する部分の要旨も必要に応じて示すことにする。

A 予備的問題

1. GATT 1994のもとで請求を提起する米国の権利（上記(a)の問題）

[パネルの認定⇒DSU 3. 3条、3. 7条またはDSUの他のいずれかの規定は、加盟国がパネル設置を要請する前提条件として「法的利益」を持たなければならないというい

かなる明示的な要件も含まない(Panel Report, para. 7.49)。グローバル経済の相互依存の高まりとともに、交渉による権利と義務のバランスからのいかなる逸脱もかつて以上に直接または間接に加盟国に影響を及ぼすことから、加盟国はWTO規則の執行に以前よりもより大きな利害関係を有する(para. 7.50)。]

- ・ パネル報告 para. 7.49 に同意し、「法的利益」の必要性がDSUまたはWTO協定の他のいずれかの規定に含意されているとは認めない。しかし、この点は、本件で米国がGATT 1994のもとで請求を提起する「当事者適格(standing)」を有するかどうかについて決定的ではない(para. 132)。
- ・ ICJおよびPCIJのいかなる判例も、すべての国際的訴訟において申立当事者は訴えを提起するために「法的利益」を持たなければならないという一般的規則を確立するものではない。これらの判例はまた、いずれかの多数国間条約の紛争解決規定のもとで当事者適格の問題を当該条約の文言に照らして考慮する必要性を否定するものでもない(para. 133)。
- ・ GATT 1994の23条1項およびDSU 3.7条の文言によれば、加盟国は、DSUのもとで他の加盟国に対して申立を提起するかどうかの決定において広範な裁量権を有するとともに、いずれかのそのような申立が「有益」であるかどうかの決定において一般的に自己規制することが期待されている(para. 135)。
- ・ 米国はバナナの生産者であり、米国の潜在的な輸出利益は排除し得ない。バナナについての米国の国内市場は、ECのバナナ制度、とくにこの制度がバナナの世界的な供給および世界的な価格に及ぼす効果によって影響を受ける可能性がある。さらに、パネル報告 para. 7.50 に同意する (para. 136)。
- ・ 本件において、ECの輸入許可制度に関するGATSおよびGATT 1994のもとでの請求は相互に解きほぐすことができないほどに絡み合っているが、GATSのもとでの米国の申立適格にはなんら異議が提起されていない(para. 137)。
- ・ これらの理由を併せて考慮すれば、米国がGATT 1994のもとでECのバナナ輸入制度に対してその請求を提起したことは十分に正当化される(para. 138)。

2. パネル設置の要請 (上記(b)の問題)

[パネルの認定⇒たとえパネル設置要請がDSU 6.2条の要件を満たしているかどうか

についてなんらかの疑問が存在する場合でも、申立国の最初の意見書は、十分に詳細であり、すべての事実問題および法的問題を明確に提示するものであることから、そのような疑問を「治癒する」(Panel Rep., para. 7.44)。]

- ・ パネルの意見に反対。DSU 6. 2条は、主張(arguments)ではなく、請求(claims)が、被申立当事国および第3国に申立の法的基礎を知らしむるために、パネルの設置要請において十分に明確でなければならないことを要求するものである。パネルの設置要請において請求が明確でない場合には、要請の瑕疵は、パネルに対する最初の意見書またはパネル手続の後の段階でなされる他のいずれかの意見書または陳述における申立当事者の主張によってその後に「治癒」されることはない(para. 143)。

3. グアテマラ、ホンジュラスおよびメキシコによるGATSの請求（上記(v)の問題）

[パネルの認定⇒メキシコによるGATS 17条のもとでの一定の請求およびグアテマラおよびホンジュラスによるGATSに関するすべての請求は、本件審理の範囲内には含まれない(Panel Rep., para. 7.)。最初の意見書における請求の欠如は、後の意見書または他の申立国の請求および主張に併合することによって治癒されえない(Panel Rep., para. 7.57)。]

- ・ パネルの意見に反対。DSBに付託された問題に関連するすべての請求についての主張が申立当事国のパネルへの最初の意見書において述べられなければならないとするいかなる要件もDSUまたはGATTの慣行においては存在しない。DSBに付託される問題に関連する申立当事国の請求を述べるのは、DSU 7条によって規律されるパネルへの付託事項である(para. 145)。
- ・ 本件におけるパネルの付託事項は本件パネル設置要請(WT/DS27/6)により確定されたが、そこではGATSのもとで特定された請求が申立当事国5カ国すべてにより共同でなされている(para. 147)。

4. GATT 1994の13条を援用するエクアドルの権利（上記(w)の問題）

- ・ エクアドルの主張を認容。上級委員会への申立通知におけるECのパネル判断の誤りに関する請求は、GATT 1994の13条を援用するエクアドルの権利について述べる

パネル報告の para. 7.93 の認定を含まない。このため、エクアドルは、E C がこの認定について上訴したことを知る事ができなかった。パネル報告 para. 7.93 におけるパネルの認定は、本件上訴の範囲から除外されるべきである (para. 152)。

B. 物品の貿易に関する多角的協定

1. 農業協定 (上記(c)の問題)

[パネルの認定⇒農業協定は、E C が G A T T 1 9 9 4 の 1 3 条の要件に反して行動することを許容しない (Panel Rep., para. 7.127)。]

- ・譲許表において、加盟国は一般協定のもとでの権利を生じさせ、利益を付与することができるが、その義務を減じることはできない (para. 154)。
- ・G A T T 1 9 9 4 と農業協定の規定間の関係は、農業協定 2 1 . 1 条に規定される。それによれば、G A T T 1 9 9 4 の規定は、1 3 条を含めて、農業協定が同一の事項を明示的に扱う特別規定を含む場合を除き、農業産品に関するマーケット・アクセスに適用される (para. 155)。
- ・農業協定の 4 . 1 条、4 . 2 条または他のいずれの規定も、農業産品に関する関税割当の配分を明示的には扱っていない。交渉担当者は加盟国が G A T T 1 9 9 4 の 1 3 条に反して行動することを加盟国に許容しようと意図したとすれば、そのことを明示的に述べたであろう (para. 157)。
- ・パネルの結論に同意 (para. 158)。

2. G A T T 1 9 9 4 の 1 3 条 (上記(d)の問題)

[パネルの認定⇒合意によるか割当によるかを問わず、E C へのバナナ供給に実質的な利益を持たない加盟国のうち、ある加盟国には関税割当シェアを配分し、他の加盟国にはそのような配分を行わないことは、G A T T 1 9 9 4 の 1 3 条 1 項に反する。B F A の関税割当の再配分規則は、G A T T 1 9 9 4 の 1 3 条 1 項の要件に反する (Panel Rep., para. 7.90)。]

- ・1 3 条 2 項 (d) は、関税割当シェアの配分について規定するが、もっぱら「当該産品の供給について実質的な利害関係を有する」加盟国へのそのみを規定し、実質的な利害関

係を有さない加盟国へのそれを規定していない。それにもかかわらず、実質的な利害関係を有さない加盟国への配分は、無差別の基本原則に従わなければならない。したがって、実質的な利害関係を有さないある加盟国に関税割当を配分し、同様に実質的な利害関係を有さない他の加盟国にそれを行わないことは、13条1項の要件に反する(para. 161)。パネルを支持(para. 162)。

- ・ B F Aの関税割当の再配分規則は、B F A諸国以外のバナナ供給国に関税割当シェアの未利用分から排除することを可能にし、したがって、B F A諸国からの輸入と非B F A諸国からの輸入は「同様に」制限されていない(para. 163)。パネルを支持(Id.)。
- ・ 関税割当シェアの未利用分の再配分がもっぱらB F A諸国のみになされ、非B F A諸国になされないのは、「その制限がない場合に諸締約国が獲得すると期待される取分のできるかぎり近づくような」関税割当の配分をもたらさないので、B F Aの関税割当再配分規則は13条2項の柱書きにも反する(Id.)。

3. ロメ・ウェーバーの範囲（上記(e)、(t)および(u)の問題）

[パネルの認定⇒ロメ条約は、ECが伝統的ACPのバナナ供給国に対しその1991年以前のEC向け最大輸出量に相当する数量で国別関税割当シェアを配分することを要求するが、1991年以前の最大輸出量を超える関税割当シェアをACP諸国に配分することを要求していない(Panel Rep., para. 7.103)。ロメ・ウェーバーは、第三国バナナおよび非伝統的ACPバナナに適用される輸入許可手続に関し、GATT1条1項のもとのECの義務を免除しない(Id., para. 7.204)。非伝統的ACPバナナに対するECの特恵関税待遇が、1条1項の義務に反する限りで、これらの義務はロメ・ウェーバーによって免除される(Id., para. 7.136)。ロメ・ウェーバーに「現実の効果」を与える必要性および1条と13条1項の「密接な関係」に基づき、ロメ・ウェーバーは、GATT1994の1条1項の義務の遵守だけでなく、13条の義務の遵守をも免除するものと解釈されなければならない(Id., paras. 7.106-107)。伝統的ACPのバナナ供給国に対しその1991年以前のEC向け最大輸出量に相当する数量で国別関税割当シェアを配分することをECに可能にするのに必要な限りで、ロメ・ウェーバーは、ECの13条1項違反を免除する(Id., para. 7.110)。]

- ・ 「要求」されているというためには、本件において問題となった措置についての [EC

の] 各関連規定がロメ条約により E C に課された関連義務を実施するために合理的に必要なものでなければならない(para. 171)。

- 本件で問題となった措置についての [E C の] 関連規定のうち、E C はロメ条約の関連規定のもとで次のものを「要求」されている。

すべての伝統的 A C P バナナに無関税アクセスをあたえること、
非伝統的 A C P バナナ 9 0, 0 0 0 トンに無関税アクセスを与えること、
他のすべての非伝統的バナナにトン当たり 1 0 0 E C U の特惠関税マージンを与えること、

1 9 9 1 年以前に E C にバナナを供給していた伝統的 A C P 諸国に 1 9 9 1 年以前の最大輸出量相当の関税割当シェアを配分すること(para. 178)。

- E C はロメ条約の関連規定のもとで次のものを「要求」されていない。

いくつかの伝統的 A C P 諸国に 1 9 9 1 年以前の最大輸出量を超えて関税割当シェアを配分すること、

非伝統的 A C P バナナを輸出する A C P 諸国に関税割当シェアを配分すること、
第三国バナナおよび非伝統的 A C P バナナに適用される輸入許可手続を維持すること
(Id.)。

- したがって、パネル報告の paras. 7. 103, 7. 204 および 7. 136 におけるパネルの認定を支持する(Id.)。

- ロメ・ウェーバーは、G A T T 1 9 9 4 [の 1 条 1 項以外の] または他のいずれかの対象協定の他のいかなる規定にも、いかなる意味でも言及していない。ロメ・ウェーバーの交渉に関連する事情も、またその目的を達成することを可能にするようにウェーバーを解釈する必要性も、1 3 条の義務からの免除を含むようにその範囲を拡大することによってロメ・ウェーバーの明白な文言を無視することはできない。G A T T 1 9 9 4 の 1 条と 1 3 条はともに無差別規定であるが、それらの関係は、1 条の義務の免除が 1 3 条の義務の免除を意味するようなものではない(para. 183)。

- ロメ・ウェーバーについてのパネルの解釈は、ウェーバーの解釈における G A T T の限られた実行、W T O 協定のもとでウェーバーが服する厳格な規律、本件ウェーバーの交渉の経緯、および 1 3 条の義務の免除を認める G A T T の限られた実行と調和しない
(para. 184)。

- したがって、パネルは、ロメ・ウェーバーが G A T T 1 9 9 4 の 1 3 条 1 項の義務違反

を免除すると認定する際に誤りを犯したと結論する(para. 188)。

4. 「別個の制度」論（上記(f)の問題）

[パネルの認定⇒ECはGATT 1994および輸入許可手続協定の無差別規定の適用のために唯一の輸入制度を有する(Panel Rep., paras. 7.82 and 7.167)。]

- ・無差別規定は、すべてのバナナ輸入に適用され、加盟国が行政上その他の理由でこれらの輸入を分類するか否かまたはどのように分類するかにかかわらず。輸入制限を賦課するために異なる法的基礎を選択することにより、または異なる関税率を適用することにより、異なる加盟国の原産の同種の製品の輸入に対して無差別規定の適用を免れることができるとすれば、無差別規定の目的は達成されない。無差別規定が加盟国によって設立された規制制度内部でのみ適用されるとすれば、加盟国はきわめて容易に無差別規定を迂回することができるであろう(para. 190)。
- ・本件において、GATT 1994の無差別規定は、これらの義務がロメ・ウェーバーによって免除されている場合を除き、すべての輸入バナナにその原産を問わず適用される(para. 191)。

5. 輸入許可手続協定（上記(g)の問題）

[パネルの認定⇒輸入許可手続協定3.3条の文言およびGATT 1994の11条の最初の文言に照らして、3.2条で使用されている「制限」という文言はもっぱら数量制限だけを包含するものと解釈されるべきではなく、関税割当もまた含むものと解釈すべきである(Panel Rep., para. 7.154)。したがって、輸入許可手続協定は、関税割当のための輸入許可手続に適用される(Id., para. 7.156)。輸入許可手続協定1.3条の「公平な適用」の文言は、ある加盟国の原産の製品に対して一つの輸入許可手続制度を課し、他の加盟国原産の同一の製品に対して異なる輸入許可手続制度を課すことを排除する(Panel Rep., para. 7.261)]。

- ・輸入許可手続協定1.1条の正確な文言は、関税割当のための輸入許可手続が輸入許可手続協定の適用範囲にあることを明示的には述べていないが、同条の注意深い解釈は不可避免的にそのような結論に導く(para. 193)。

- ・ E Cの輸入許可手続は、関税割当内の低い税率での製品の「輸入の事前の条件」として輸入許可の「申請書の提出」を要求している。当該製品の輸入が割当外の高い税率では許可なく可能であるという事実は割当内の低い税率での輸入に許可が必要とされる事実を変更するものではない(Id.)。
- ・ 関税割当の運用のための輸入許可手続を3. 2条の「制限」という文言の使用を理由として輸入許可手続協定の適用範囲から排除するいかなる理由も認めない。この点について、パネルの認定に同意する。
- ・ 以上により、関税割当のための輸入許可手続が輸入許可手続協定の適用範囲に入ることについてパネルに同意する(para. 195)。
- ・ その文言上、輸入許可手続協定1. 3条は、明らかに輸入許可手続の適用と運用に適用され、この適用と運用が「公平で、…公正かつ衡平」であることを要求する。輸入許可手続協定1. 3条は、輸入許可規則がそれ自体公平、公正かつ衡平であることを要求していない。さらに、1. 3条の文脈——前文、1. 1条およびとくに1. 2条——は、1. 3条が輸入許可規則に適用されないという結論を支持する(para. 197)。
- ・ それゆえ、パネルは、輸入許可手続協定1. 3条が同種の製品に対してそれらが異なる加盟国から輸入される場合に異なる輸入許可制度を賦課することを排除すると認定する際に誤りを犯した(para. 198)。

6. G A T T 1 9 9 4 の 1 0 条 3 項(a) (上記(h)の問題)

[パネルの認定⇒関税割当内の税率での第3国バナナおよび非伝統的バナナの輸入に関して業者別規則(operator category rules)および業種別規則(activity function rules)の適用は、そのような規則が伝統的A C Pの輸入に適用されない場合に、G A T T 1 0 条 3 項(a)の要件に反する(Panel Rep., para. 7.212)。G A T T 1 9 9 4 および輸入許可手続協定の双方の関連規定がE Cのバナナ輸入許可手続に適用される。さらに、業者別規則および業種別規則はG A T T 1 9 9 4 の 1 0 条 3 項(a)に反する。E Cの輸入許可手続がまた輸入許可手続協定に反しているかどうかを検討する必要はない(Panel Rep., para. 7.213 and 7.232)。

- ・ G A T T 1 9 9 4 の 1 0 条 3 項(a)の文言は明らかに「一律性、公平性および合理性」の要件が法令、判決および決定それら自体に適用されず、むしろ法令、判決および決定の

運用に適用されることを示している。「貿易規則の公表および施行」と題する10条の中での10条3項(a)の文脈および10条の他の項の解釈は、10条が法令、判決および決定の運用に適用されることを明らかにしている。法令、判決および決定それら自身が差別的である限りで、それらはGATT 1994の関連規定との整合性を審査されうる(para. 200)。

- それゆえ、パネルは、GATT 1994の10条3項(a)が同種の製品に対してそれらが異なる加盟国から輸入される場合に異なる輸入許可制度を賦課することを排除すると認定する際に誤りを犯した(para. 201)。
- ECの輸入許可手続は、明らかに輸入に対する要件に属する法令であり、それゆえ10条3項(a)の適用範囲に属する。輸入許可手続協定もまたECの輸入許可手続に適用される。それゆえ、パネルの認定に同意する(para. 203)。
- 輸入許可手続協定1.3条の「公平に適用され、かつ、公正かつ衡平な方法で運用されるものとする」という文言とGATT 1994の10条3項(a)における「一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない」という文言の相違にはなんら意義を認めない。2つの文言は、實際上、相互に代替的である。それゆえ、GATT 1994の10条3項(a)および輸入許可手続協定1.3条の規定は同一の適用範囲を有するというパネルの解釈に同意する(Id.)。
- GATT 1994の10条3項(a)および輸入許可手続協定1.3条の規定は双方とも適用されるが、パネルは輸入許可手続協定を先に適用すべきであった。なぜなら、この協定は明示的にかつ詳細に輸入許可手続の運用を扱っているからである。もしパネルがそうしていれば、その場合、パネルはGATT 1994の10条3項(a)との主張される非整合性を扱う必要はなかったであろう(para. 204)。

7. GATT 1994の1条1項(上記(i)の問題)

[パネルの認定⇒第三国および非伝統的ACPバナナを輸入するための業種別規則の手続的および行政上の要件は伝統的ACPバナナを輸入するために要するものと異なり、かつ相当に厳しいものである。業種別規則は、1条1項の意味で、伝統的ACP諸国から輸入されるバナナに与えられる「利益」であり、他の加盟国から輸入されるバナナには与えられないものである。業種別規則は1条1項に違反する(para. 206)。ECの輸出証明の要件は、1条1項に反する(para. 207)。]

- ・業種別規則は異なる加盟国原産の同種の産品を差別するものである。それ故、業種別規則はG A T T 1 9 9 4の1条1項に反するというパネルの認定を支持する(para. 206)。
- ・E Cの輸出証明の要件は、ある加盟諸国に他の加盟諸国には与えられない利益を与えるのである。それゆえ、輸出証明の要件は1条1項に反するというパネルの認定に同意する(para. 207)。

8. G A T T 1 9 9 4の3条(上記(j)の問題)

[パネルの認定⇒輸入許可配分売手続の運用および業者に対する輸入許可の配分のための適格基準は、E Cの域内立法の一部を形成し、3条4項の意味での輸入バナナの「[域]内販売に関する法令および要件」である(Panel Rep., para. 7.178)。ハリケーン・ライセンスに関するE Cの実行は、業者がE C域内での販売のためにE C原産のバナナを購入する誘因を創出し、この実行は、E C原産のバナナに与えられる利益であり、それは第三国原産のバナナには与えられない。3条4項違反が成立する(Id. paras. 7.244-7.250)。3条4項の解釈適用に当たって、3条1項を考慮する必要がある。ハリケーン・ライセンスを発給するE Cの実行の構造(design, architecture and structure)は、すべてこの措置がE C(およびA C P)生産者に保護を与えるように適用されていることを示すものと考えられる(Id., para. 7.249)。]

- ・E Cの輸入許可手続および要件に含まれる業者別規則および業種別規則は、関税割当を運用するための単なる輸入許可要件であるにとどまらず、E C(およびA C P)バナナの流通業者を支援し(cross-subsidize)、かつE Cバナナの熟成業者が割当レントのシェアを獲得するのを確保しようとするものである。そのようなものとして、これらの規則は、3条4項の意味で「国内販売、販売のための申し込み、購入…」に関するものであり、それゆえ、この規定の適用範囲にはいる。それゆえ、この点に関しパネルに同意する(para. 211)
- ・ハリケーン・ライセンスは、もっぱらE Cの生産者および生産者組織または彼らを含むもしくは直接代理する業者にのみ発給され、これらの生産者、生産者組織または業者はハリケーンが発生した際にハリケーン・ライセンスがもたらす「割当レント」の形でその損失を補償される。それゆえ、ハリケーン・ライセンスの発給は、業者がE C産バナ

ナを販売する誘因となり、E C産バナナに有利に作用するように市場における競争条件に影響を及ぼす(para. 213)。これらの理由により、パネルに同意する(para. 214)。

- ・パネルは、上級委員会が「日本のアルコール飲料⁽⁶⁾」事件で述べたことを誤って解釈している。3条4項は、3条1項に明示的に言及しておらず、したがって、3条4項の適用に当たって当該措置が「国内生産に保護を与えている」かどうかをとくに考慮する必要はない(para. 216)。

C. サービス貿易一般協定

1. G A T Sの適用（上記(k)の問題）

[パネルの認定⇒E Cのバナナ輸入手続はG A T T 1 9 9 4とG A T Sの双方に服し、両協定は重疊的に適用されうる(Panel Rep., para. 7.283)。E Cのバナナ輸入許可制度内の措置をG A T Sの適用範囲からア・プリオリに排除するためのいかなる法的根拠も存在しない(Id., para..7.286)。]

- ・G A T S 1条1項の「影響を及ぼす(affecting)」という文言の使用は、G A T Sに広範な適用範囲を与えようとする起草者の意図を反映している。さらに、G A T S 1条3項(b)は、「『サービス』とは政府の権限の行使として提供されるサービス以外のすべての分野におけるすべてのサービスをいう」と、また、同28条(b)は、「『サービスの提供』には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む」と規定している。これらの規定にはG A T Sの適用範囲が限定されていることを示唆するものは何もない。同28条(c) [「サービスの貿易に影響を及ぼす加盟国の措置」に含まれる措置の例示]は、「影響を及ぼす」という文言の意味を「関する(in respect of)」に狭めるものではない(para. 220)。
- ・G A T Sは、サービスの貿易というG A T T 1 9 9 4の適用範囲にはない事項を扱うことが意図されていた。2つの協定のそれぞれの適用範囲を考慮すれば、これらの協定は問題となった措置の性質に応じて重疊的に適用されたり、されなかったりする。もっとも、同一の措置が双方の協定のもとで審査されうるとしても、各協定のもとで審査される当該措置の特定の側面は異なりうる。特定の製品に関連するサービスの提供に影響を及ぼす一定の措置がG A T T 1 9 9 4もしくはG A T Sのいずれによって、またはその双方によって審査されるのかは、もっぱらケース・バイ・ケースによってのみ決定しう

る問題である。これは「カナダの雑誌⁽⁷⁾」事件の上級委員会報告における我々の結論でもある (para. 221)。

2. 本件 E C 規則における業者は卸売取引サービスに従事するサービス提供者であるか(上記(1))

[パネルの認定⇒本件 E C 規則の意味における業者は、G A T S 1 条 2 項 (c) の意味のサービス提供者である。当該業者が自ら輸入もしくは販売のための取得、通関または熟成を行ったバナナに関する卸売サービスを提供する場合、これらの業者は実際の卸売サービス提供者である。当該業者が垂直的に統合された会社の一部を形成する場合には、これらの業者は卸売サービス市場に参入する能力と機会を有する (Panel Rep., para. 7.320)]

- ・「流通取引サービス (distributive trade services)」の定義に関連し、ある国連文書 (Provisional Central Product Classification) は次のように述べている。「卸売業者または小売業者によって提供される主たるサービスは、様々な関連する、従属的なサービスを伴った商品の再販売として性質づけることができる。」ここでは、卸売業者が提供する「主たるサービス」が「商品の再販売」として性質づけられている。卸売業者が産品を購入し、場合によっては輸入することができなければ、産品の「再販売」という「主たるサービス」に従事しようと考えるのは困難である。明らかに卸売業者は産品を再販売するために何らかの手段によって産品を入手しなければならない (para. 226)。
- ・たとえある会社が垂直的に統合され、かつ、産品の生産、輸入、流通、および加工に関連するその他の業種に従事する場合でも、同時に「卸売取引サービス」の提供に従事し、それゆえこれらの「卸売取引サービス」の提供において加盟国の特定の措置によりその能力に影響を受ける限りで、当該会社は G A T S の適用範囲に入るサービス提供者である (para. 227)。
- ・これらの理由により、パネルの認定を支持する (para. 228)。

3. G A T S 2 条 (上記 (m) の問題)

[パネルの認定⇒17条1項の「より不利でない待遇」の基準は、より不利でない競争条件を与えることを意味し、それが形式的に同一の措置の適用により行われるのか、形式的に異なる措置の適用により行われるのかを問わない。17条2項および3項は、このよう

な解釈を法典化するという目的に資するものであり、加盟国に対し1項の義務に追加して新たな義務を賦課するものではない。2条における同様の文言の欠如は、2条1項と17条1項の双方において同一の「より不利でない待遇」という文言にウィーン条約31条(1)の意味で異なる通常の意味を与えることを正当化するものではない(Panel Rep., para. 7.301)。]

- ・内国民待遇義務に関連するGATSの他の規定およびGATT1994の第3条の内国民待遇義務の解釈に関連するGATTの従来の実行は、GATS2条の解釈に必ずしも関連しない。パネルは、GATS2条の最恵国待遇義務をGATT1994の最恵国待遇および最恵国待遇タイプの義務と比較していれば、より安全な根拠に基づくことができたであろう(para. 231)。
- ・GATT1994の1条および2条[Sic.]は、過去の実行において事実上の差別を含む措置に適用されてきた(para. 232)。
- ・GATSの交渉者は、「より不利でない待遇」を与える義務を規定する際にGATS2条と17条において異なる文言を使用することを選択した。2つの条項がまったく同一の意味を持たないという可能性は、GATSの起草者の意図が、GATS2条において法律上のまたは形式的な基準が適用されなければならないということであることを意味しない。2条が課す義務は無条件である。この規定の通常の意味は事実上の差別を排除しない。さらに、2条が事実上の差別に適用されないとすれば、同条の基本的目的を迂回することを目的とした差別的措置を工夫することは困難ではない。実際、それはサービス貿易の場合のほうが産品貿易の場合よりもはるかに容易であろう(para. 233)。
- ・GATS2条1項の「より不利でない待遇」は法律上の差別ばかりでなく、事実上の差別も含むものと解釈されるべきである(para. 234)。

4. GATSの義務の効力発生日(上記(n)の問題)

[パネルの認定⇒我々の法的検討の範囲には、もっぱらECが取り、もしくは取り続けている行為、または効力を維持し、もしくはECによって適用され続けている措置で、したがってGATSの効力発生以後も存在を停止しないものが含まれる。同様に、GATS2条および17条の要件との整合性または非整合性のいかなる認定も、GATSの効力発生後の期間について行われるであろう。当該ECの措置は、継続的な措置とみなすことがで

き、それらのいくつかはG A T Sの効力発生前に制定されたが、効力発生以後にも存在を停止していない(Panel Rep., para. 7.308)。]

- ・ パネルが事実問題として事実上の差別がG A T Sの効力発生後も存続していたと結論づけたことは、その認定の文言から明らかである。この事実認定は、上級委員会による審査の範囲外である。したがって、パネルのこの点に関する結論は覆されることも修正されることもない(para. 237)。

5. 立証責任（上記(o)の問題）

- ・ パネルの当該問題に関する結論はすべて事実問題に関する決定であり、したがって、E Cのこれらの主張については判断を差し控える(para. 239)。

6. E Cの輸入許可手続はG A T S 2条および17条のもとで差別的であるか（上記(p)、(q)および(r)の問題）

[パネルの認定⇒業者別規則および特別ハリケーン・ライセンスは、いずれもG A T S 2条および17条に反する。また、業種別規則はG A T S 17条に反する(Panel Rep. paras. 7.341, 7.368, 7.393 and 7.397)。]

- ・ ある措置がG A T S 2条または17条に反するかどうかを決定する際に当該措置の「目的および効果」が何らかの意味で関連するという主張について、G A T S 2条または17条のいずれにも明示的な根拠を見いださない(para. 241)。
- ・ 目的効果理論はG A T T 3条1項に起源を持つが、G A T Sにはそれに相当する規定は存在しない。さらに、目的効果理論は「日本のアルコール飲料⁽⁸⁾」事件において上級委員会によりG A T T 1994の3条2項について拒絶された(Id.)。
- ・ パネルの判断に同意する(paras. 244-248)。

D. 無効化または侵害（上記(s)の問題）

[パネルの認定⇒E Cは、G A T T 1994、G A T Sおよび輸入許可手続協定のE Cによる違反が申立国側の利益を無効にし、または侵害したという推定に対して反証を挙げることに成功していない(Panel Rep. Para. 7.398)]

- ・ E Cは、米国がE Cに一度もバナナを輸出したことがないこと、それゆえ、いかなる貿易上の損害も被り得なかったことを根拠として、パネルによるG A T T 1 9 9 4の認定に関して無効化または侵害の推定に反証しようとした。E Cによる反証の試みは、もっぱら申立国一國、すなわち米国にのみ、また、もっぱら一つの協定、すなわちG A T T 1 9 9 4にのみ適用される。パネルは、米国以外の申立国による請求ばかりでなく、G A T Sに基づく請求にもD S U 3 . 8条の推定の範囲を拡大することによって誤りを犯した(para. 250)。
- ・ 無効化または侵害と米国の当事者適格という2つの問題は密接に関連する。パネル報告の当事者適格を扱う部分において、パネルは無効化または侵害についてその結論を導いた際に留意していたと思われる次の2点を指摘した。第1は、米国がバナナの生産者であり、米国の潜在的な輸出利益は排除されないこと、第2は、バナナについての米国の国内市場は、E Cのバナナ制度およびそれが及ぼすバナナの世界的な供給および価格への効果によって影響を受けるであろうこと、である。これらの点は、われわれがすでに決定したようにG A T T 1 9 9 4のもとでの米国の当事者適格の問題に関連する事項である。それらは同様に、E Cが無効化または侵害の推定に反証したかどうかの問題にも関連する(para. 251)。
- ・ 「米国——スーパーファンド⁽⁹⁾」事件におけるパネルは、「3条2項第1文に反する措置が何ら効果を伴わないか、またはわずかな効果しか伴わないということの証明は、・・・
当該規定のもとで生じる利益が無効化または侵害されていないということの十分な証明にはならない」と述べたが、この理由が本件においても同様に適用される(paras. 252-253)。
- ・ パネルの結論を覆す法的根拠を見いだすことはできない(para. 254)。

【解説】

1. 米国の当事者適格

W T Oの紛争解決手続に関連して本件で提起された興味深い問題の一つは、加盟国が特定の紛争事案に対していかなる利害関係を持てばW T Oの紛争解決手続を援用することができるのかという問題である。申立国の当事者適格(standing)の問題と呼ばれるこの問題

が本件において提起されたのは、申立国の一つである米国の次のような事情によった。

すなわち、米国におけるバナナの国内生産はきわめて少量であり、ECへの過去の輸出実績は皆無であった。また、将来についてもEC向けに輸出が行われる可能性は存在しなかった。しかし、米国系多国籍企業が中南米産バナナのEC向け輸出およびEC市場での販売に深く関与し、本件で問題とされたECのバナナ輸入制度によって重大な不利益を被っていた。また、申立国側の主張によれば、ECのバナナ輸入制度は、バナナの世界的な供給および価格に及ぼすその効果によって米国の国内バナナ市場にも影響を及ぼす可能性があった。したがって、米国は、本件において少なくともバナナという製品に関して、実質的には原産地国としての利害関係を持つわけではなかった。他方で、米国を含む申立国側が本件で提起した請求には、GATT 1994の無差別規定の違反が含まれていたが、これらの規定は、自国の産品が差別されないという意味で原産地国の権利を規定するものと解釈することが可能であった。たとえば、GATT 1994の1条1項は「他のすべての締約国の領域の原産の同種の産品」について規定し、また、3条4項も「いずれかの締約国の領域の産品」について規定している。このため、実質的な意味でバナナの原産地国でない米国が、このように原産地国の権利を規定すると解釈できるGATT 1994の無差別規定の違反を申し立てることが許されるのかという問題が被申立国であるECによって提起されたのである。

一般に訴訟手続における当事者適格の要件は、当該訴訟を提起することにつき「法的利益」を持つこととされる。そして、通常、そのような「法的利益」を持つ者は、訴訟物たる権利義務の主体であり、とくに当該訴訟の提起によって侵害された自己の権利の回復を目指す者とされている。したがって、WTOの紛争解決手続を通常の訴訟手続と同一視すれば、本件でGATT 1994の無差別規定の違反を申し立てることにつき「法的利益」を持つのは、自己の権利を侵害されたバナナの原産地国ということになる。ECが米国は本件の請求を正当化する「法的権利または利益」を持たないと主張したのは、このような意味においてであった。

WTOの紛争解決手続において、申立国の当事者適格の要件としてこのような「法的利益」が要求されるのか、言い換えれば、WTO諸協定上の義務違反により、対応する権利を侵害された加盟国だけが紛争解決手続に訴えることを許されるのかは、WTOの紛争解決手続の法的性質を考慮しつつ、直接にはこの手続を規律するGATT 1947の23条⁽¹⁰⁾およびDSUの解釈によって判断されるべきものであろう。

本件上級委員会は、この点につきパネルの認定を支持し、DSUまたはWTOの他のいずれの協定にも申立国の当事者適格の要件として「法的利益」を要求する規定は存在しないという解釈を示したが、妥当である。GATT 1947の23条によれば、締約国は、他の締約国の措置が協定上の義務に違反するかどうかを問わず、「この協定に基づき直接もしくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害され、またはこの協定の目的の達成が妨げられていると認めるとき（アンダーラインは筆者）」に、この規定のもとでの紛争解決手続に訴えることができるとされている。WTOの紛争解決手続は、GATT 1947に比較して飛躍的に司法化され、訴訟手続に接近したといわれるが、しかし、この紛争解決手続を規律するDSUにおいてもなお上記とほぼ同様の文言が使用されている。これらの文言は、申立国の当事者適格を、他の加盟国によるWTO諸協定上の義務違反によって対応する権利を侵害された加盟国だけに限定するものと解釈することはできないであろう⁽¹¹⁾。

ところで、上級委員会は、以上のように申立国の当事者適格の要件として「法的利益」の存在は要求されないとしたものの、米国の当事者適格を認めるに当たっては必ずしもその論理を貫徹してはいないように見える。上級委員会は、米国がバナナの生産国であり、その潜在的な輸出利益は排除し得ないと述べているが、それは、結局、米国があくまで原産地国としての自国の権利を侵害されたことにより申立を行う「法的利益」を持つことを承認することにほかならないであろう。この点では、上級委員会は、米国の当事者適格を、まさに米国がこのような「法的利益」を持つことを根拠として認めたにすぎないといえることができる。しかし、申立国の当事者適格につき「法的利益」の存在が要求されないという立場からは、原産地国の権利を侵害する行為により原産地国以外の加盟国が不利益を被った場合でも、このような加盟国に申立国としての当事者適格が認められることになる。本件に即していえば、米国は、バナナの原産地国である中南米諸国の権利を侵害するECのWTO諸協定の違反行為により自国企業が不利益を被ったことをまさに理由として当該違反行為につき申立を行う当事者適格を認められるべきであったといえよう。

上級委員会は、さらに、米国の申立国としての当事者適格を承認する根拠の一つとしてECの本件輸入許可制度に関するGATSとGATT 1994の請求が密接に絡み合っていること、およびGATSのもとでの米国の当事者適格についてはなんら異議が提起されていないことを挙げているが⁽¹²⁾、この点については次のような批判が可能であろう。すなわち、GATSのもとでの請求とGATT 1994のもとでの請求は、明確に区別するこ

とが可能であり、また実際に区別して考えるべきであるということである。米国のGATSに基づく請求は、米国系多国籍企業がEC市場において卸売取引サービスの提供を行うに当たり差別を受けたことを通じて米国のGATS上の権利がまさに侵害されたことに根拠を置くものであり、それゆえ米国にGATS上の申立を行う「法的利益」が存在していたことは明白である。これに対して、GATT 1994に基づく請求は、上述のように、米国が、非原産地国であるにもかかわらず、原産地国の権利の侵害について申立を行うかという問題を提起し、これに対する解答は必ずしも明確ではなかった。したがって、もとよりEC側からGATSのもとでの米国の当事者適格について異議が提起されるはざがなく、そのことを根拠にGATT 1994のもとでの米国の当事者適格を承認することはとうてい支持できるものではない。

2. 一般国際法の論証

米国の当事者適格の問題に関連して、本件では上級委員会が一般国際法規則の存否について明確な判断を示した点も注目できよう。上訴国であるECが、訴訟手続における原告の当事者適格の要件として「法的利益」が要求されるのは一般国際法の原則であると主張し、これを根拠にパネルの認定に異議を申し立てたため、上級委員会は、そのような主張の正当性を正面から検討することにしたと思われる。通常、パネルは、その付託事項において掲げられた対象協定の関連規定に照らして当該事件の審査を行うものとされ、上級委員会も同様の範囲で審査を行えば足りるものと考えられている。しかし、当該対象協定に法の欠缺が存在する場合などのように事案によっては国際法規則による補充が必要となることもあり、とくに適用可能な一般国際法規則の存否が争われる場合には、パネルや上級委員会は、国際法に関する高度の論証能力を要求される可能性も否定できない。もともと、本件がそのような意味で典型的な事例といえるかどうかは疑わしく、上級委員会は、DSUやその他のWTO諸協定の解釈を通じて事案を処理すれば足り、本件では一般国際法に関する判断を回避することも可能であったのではないかと思われる。本件上級委員会は、国際的訴訟において原告が訴えを提起する「法的利益」を持たなければならないという一般国際法の規則は確立していないという明確な判断を提示する道を選択しているが、果たしてその論証は、ICJやPCIJの判例を脚注で引用するにとどまり、結論のみを述べるきわめて簡略なものであった。パネルや上級委員会に一般国際法の精密な論証を期待するのは過酷であり、これらの機関はあくまでWTO諸協定の解釈適用にその本来の能

力を傾注すべきであるとも考えられるが、他方で、現実に国際法の判断の必要に迫られた場合に、過度に簡略な論証は説得力を伴わず、ひいてはパネル報告や上級委員会報告全体の権威や信頼性を損なうおそれも否定できないであろう。ある種のジレンマとして解決策が探求されるべき点と思われる。

3. ロメ・ウェーバーの範囲

上級委員会はロメ・ウェーバーの範囲に関するパネルの認定を覆したが、妥当なものとして支持できよう。パネルの認定は、GATT 1994の1条と13条の「密接な関係」やロメ・ウェーバーに「現実の効果」を与える必要性を理由として、もっぱら1条1項のみ言及するロメ・ウェーバーの範囲を、13条の義務免除をも含むものとして拡大解釈したものである。確かに、1条と13条の関係については、無差別待遇原則に関する一般法と特別法の関係と見ることができるであろう。したがって、一般法の義務免除は特別法の義務免除を包含するものと解釈することも可能である。そのように解釈しなければ、もっぱら一般法の義務免除のみを求め、特別法の義務免除を求めないことはなんら意味を持たず、一見して現実的ではないように見える。パネルの認定は、このような考慮に基づくものであろう。しかし、一般法の義務免除から特別法の義務免除を推定する解釈は、WTOのウェーバー制度のもとにおいては次のような弊害をもたらすことになる。すなわち、GATT 1994を含むWTO諸協定中には、いくつかの一般的、包括的な実体規定とそれに対する多数の特別法的な実体規定が存在する。たとえば、GATT 1994の1条1項の無差別待遇義務が一般的な実体規定であるとすれば、これに対する特別法的な規定は、単にGATT 1994の中にだけでなく、WTO諸協定の随所に多数存在する。したがって、これらの一般法的な規定と特別法的な規定の間になんらかのリンクを認め、一般法的な規定についての義務免除の申請を、それとリンクする特別法的な規定の義務免除の申請をも包含するものとして解釈することは、当該ウェーバーの範囲を際限なく拡大する可能性がある。そのような解釈は、ウェーバー制度の例外的性質とおよそ相容れないものであろう。上級委員会は、このような弊害を考慮し、ウェーバーの申請については、一般法的な規定と特別法的な規定をリンクさせず、個々の実体的規定について明示的な義務免除の申請を要求するアプローチを採用したものといえる。今後のウェーバーの申請のあり方に、重要な指針を提示するものである。なお、本件では、EC自身は、GATT 1994の1条1項と13条の間のリンクを否定する立場を表明しており、ロメ・ウェーバーを申請す

る際にそもそも13条の義務免除を求める必要性を認識していなかった⁽¹³⁾。したがって、この点からも、パネルの拡大解釈は、当事国の意思を無視するものとして支持できないものであった。

4. WTO諸協定とGATT1994の適用関係

WTO諸協定間の適用関係は、WTO発足以来しばしば紛争原因となってきたが、本件上級委員会は、この問題に関連して、いくつかの点を明らかにした。

i. 農業協定とGATT1994の13条

バナナの関税割当をGATT1994に付属する自国の譲許表に掲げていたECは、農業協定4.1条が譲許表に含まれる農業産品に関する市場アクセス約束を「農業協定に従って行われる約束」として定義し、これを農業協定中に編入するものと解釈した。そして、農業協定21.1条のもとでこれらの「約束」は、農業協定とともにGATT1994およびその他の附属書1Aの諸協定に優先することを主張した。その結果、ECによれば、バナナの関税割当に関する譲許は、GATT1994の13条に反することが許容されるとされた。

これに対し、上級委員会は、次の2点を明らかにした。第1に、加盟国は、譲許表においてGATT上の権利や利益を拡大することはできるが、その義務を削減することはできないこと、第2に、農業協定21.1条は、GATT1994の規定が、農業協定によって同一の事項が明示的に規定されていない限り、農業産品に関するマーケット・アクセスにも適用されることを認めるものである。上級委員会は、農業協定が農業産品に関する関税割当を明示的には規定していないことを理由に、GATT1994の13条がECの本件関税割当に適用されるとの判断を示し、パネルの認定を支持した。本来、農業協定の目的は、農業産品をより強化された、実効的なGATTの規制に服させることであったことを考慮すれば、上級委員会の以上のような判断は、妥当なものとして支持できよう。

ii. 輸入許可手続協定1.3条とGATT1994の10条3項(a)

上級委員会は、輸入許可手続協定1.3条およびGATT1994の10条3項(a)の実体的な規制が、輸入許可手続またはその他の法令、判決および決定の内容に及ぶのではなく、それらの適用と運用に及ぶことを明らかにし、この点でパネルの認定は誤りであるとした。その上で、両規定の規制範囲は同一であり、實際上、相互代替的であると述べている。しかし、これら2つの規定の適用関係については、さらに前者が特別法としての性質

を持つことを指摘し、これに関連してパネルがECの輸入許可手続にGATT 1994の10条3項(a)を先に適用し、輸入許可手続協定1.3条の適用について検討を行わなかったことを批判しているが、この点も支持できよう。

i i i . G A T S と G A T T 1 9 9 4

本件では、GATSとGATT 1994の適用関係について、それが相互排他的か重疊的かという興味深い論争が展開された。排他的適用説を主張するECは、その根拠として次のような点を挙げている。すなわち、GATS 28条(c)のサービス貿易に「影響を及ぼす」という文言は限定的に解釈されるべきであること、GATSが明文上産品貿易に関連する措置のサービス貿易に対する間接的効果には何ら関与していないこと、GATSとGATTは事項的に異なる範囲の文書として起草されたこと、GATSとGATTの同時適用は、ある加盟国の一方の協定上の権利と他の加盟国の他方の協定上の権利の衝突をもたらすこと、GATS 17条のもとでの約束を譲許表に掲げる際に、加盟国は、産品貿易を制限するがサービス貿易を直接には制限しない措置について自国の譲許表に掲げる必要はないとされていたが、このことは、そのような措置がGATSによっても規制されうるとは認識されていなかった事実を例証するものであること（なぜなら、そのような措置がGATSによっても規制されうると一般に認識されていれば、そのような産品貿易に対する制限も加盟国は譲許表に掲げさせていたであろうからとされる。）、および、GATSとGATT 1994の抵触および序列に関する規則の欠如は、交渉担当者が両協定の間に重複が存在するとはみなしていなかったこと、などである⁽¹⁴⁾。これに対し、申立国側およびパネルは、重疊説を支持し、その根拠として次のような点を挙げている。「影響を及ぼす」という文言は、GATSの適用範囲を可能な限り広く解釈すべきことを意味し、GATSは、産品に関連するサービス措置を含めてサービス市場に影響を及ぼすすべての措置に適用されること、産品を規制する措置がGATSの規制から排除されるとすると、とくに産品の流通部門においてなされたサービスの約束を著しく浸食すること、もし交渉担当者が、産品に関連するすべての措置がGATSの譲許表から自動的に除外されると了解していたのであれば、流通や運輸のようにもっぱら産品の販売と移動にのみ向けられた部門を含めるようにGATSを拡大してはいなかったであろうこと、および、交渉担当者は、「重複」が重大な結果を招くとは認識していなかったため、「排他性の規則」も「黙示の序列」も採用しなかったこと、などである⁽¹⁵⁾。

以上の論争に対し、本件上級委員会は、GATS 1条1項や28条(c)の「影響を及ぼす」

という文言の使用がGATSに広範な適用範囲を与えようとする起草者の意図を反映しているとし、重畳説を支持した。そして、特に注目されるのは、上級委員会が、GATSとGATT 1994が同一の措置に重畳的に適用される場合に、両協定の適用のあり方について次のように述べている点であろう。「同一の措置が双方の協定のもとで審査されうるが、各協定のもとで検討される当該措置の特定の側面は異なりうる。GATT 1994のもとでは、当該措置がどのように関係産品に影響を及ぼすのかが注目される。GATSのもとでは、当該措置が関係するサービスの提供またはサービス提供者にどのような影響を及ぼすのかが注目される。⁽¹⁶⁾」上級委員会によるこの点の指摘は、今後増加してくると思われるサービス協定の適用をめぐる紛争事例にとって重要な解決の指針を与えるものとして評価できるであろう。

【参考文献】

Note (Rodrigo Bustamante), The Need for a GATT Doctrine of Locus Standi: Why the United States Cannot Stand the European Community's Banana Import Regime, 6 Minn. J. Global Trade 533 (1997).

Jack J. Chen, Going Bananas: How the WTO Can Heal the Split in the Global Banana Trade Dispute, 63 Fordham L. Rev. 1283 (1995).

Nancy L. Perkins, Introductory Note, European Court of Justice: Judgment of the Court in Federal Republic of Germany v. Council of the European Union, October 5, 1994), 34 I.L.M 154 (1995).

【注】

⁽¹⁾ EEC-Import Regime for Banana, Jan. 18, 1994, 34 ILM 177 (1995).

⁽²⁾ EC-Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas, Complaint by Ecuador, WT/DS27/R/ECU; Complaint by Guatemala and Honduras, WT/DS27/R/GTM, WT/DS27/R/HND; Complaint by Mexico, WT/DS27/R/MEX; Complaint by the United States, WT/DS/27/R/USA, 22 May 1997. 以下、米国を申立国とするパネル報告を参照し、本文中で

”Panel Rep.”として引用する。

⁽³⁾ EC-Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas, Report of the Appellate Body, WT/DS27/AB/R, 9 September 1997. 以下、”AB Rep.”として引用する。また、本報告書を本文中で引用する場合には、たんにパラグラフ番号を示す。

⁽⁴⁾ 日本政府は、紛争解決了解（DSU）6. 2条のもとでのパネル設置要請における特定性要件を強調し、この点に関するパネルの意見を批判した。AB Rep., paras. 126-128. なお、この点は、上級委員会で支持されている。Id., para. 143.

⁽⁵⁾ WT/DS33/AB/R, adopted 23 May 1997.

⁽⁶⁾ WT/DS8/AB/R, WT/DS10/AB/R, WT/DS11/AB/R, adopted 1 November 1996.

⁽⁷⁾ WT/DS31/AB/R, adopted 30 July 1997.

⁽⁸⁾ Supra note 6.

⁽⁹⁾ BISD 34S/136, para. 5.1.9, adopted on 17 June 1987.

⁽¹⁰⁾ DSU 3条1項は、「加盟国は、1947年のガットの第22条および第23条の規定のもとで適用される紛争の処理の原則ならびにこの了解によって詳細に定められ、かつ、修正された規則および手続を遵守することを確認する」と規定する。

⁽¹¹⁾ もっともGATT 1947の23条とDSUでは、申立国の当事者適格について文言上若干の違いが認められる。一方で、GATT 1947の23条のもとでは、「この協定に基づき直接もしくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害され、またはこの協定の目的の達成が妨げられていると認める」締約国に申立国としての当事者適格が認められるといえる。しかし、他方で、DSUは、他の加盟国による対象協定の義務違反に基づく申立については、もっぱら対当該象協定に基づき直接または間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されていると認める加盟国に対してのみ申立国としての当事者適格を認め、「当該対象協定の目的の達成が妨げられていると認める」加盟国については、26条のいわゆる無違反申立または状態申立（GATT 1994の23条1項(b)または(c)に基づく申立）の場合に限定して、そのような加盟国の当事者適格を認めるように見える。

⁽¹²⁾ AB Rep., para. 137.

⁽¹³⁾ ECは、バナナの輸入制度について「別個の制度」論(AB Rep., para. 189)を展開し、ロメ・ウェーバーの交渉の際、本件の関税割当に13条が適用されるとは考えていなかった

たようである。See, AB Rep., para. 100.

⁽¹⁴⁾ AB Rep., paras. 40-46

⁽¹⁵⁾ AB Rep., paras. 73-77

⁽¹⁶⁾ AB Rep., para. 221.

(平 覚)